

## 平川市内事業所クラスター感染予防対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 市は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内に事務所・工場・店舗等（以下「事業所」という。）をもつ個人事業主及び法人（以下「企業等」という。）が行う感染予防対策のための設備設置に要する経費について、令和2年度の予算の範囲内において、当該企業等に対し、平川市内事業所クラスター感染予防対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱における「クラスター感染」とは、特定の空間での集団感染のことをいう。

### (補助対象者)

第3 補助対象者は、令和2年4月から令和3年2月の間に、クラスター感染予防のために、市内事業所へ新たに設備等を設置した企業等とする。

### (補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、クラスター感染予防対策のための設備等の設置またはリースに係る経費のうち、次のとおりとする。ただし、消費税は含まない。

項目	対象例
(1) 事業所改装費	パーティション資材（アクリル板、ビニールシート、木材など）、工事費
(2) テレワーク環境整備費	パソコン・通信機材、工事費
(3) 空調機器設置費	加湿器、空気清浄機、空間除菌機
(4) 健康管理機器設置費	フェイスシールド、非接触型体温計、サーマルカメラ
(5) その他市長が認めるもの	

- 2 事業所の規模及び事業形態に応じた適正な設備・数量を対象とする。
- 3 リース料は、月額契約の場合は契約開始月から令和3年3月分まで、年額契約等の場合は、契約開始月から令和3年3月までの月数に相当する額を対象とする。
- 4 消耗品（マスク、消毒液など）、光熱水費、回線使用料は対象外とする。
- 5 既存の設備等の更新は対象外とする。

(補助金額等)

第5 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、以下の金額を上限とする。ただし、1,000円に満たない端数は切り捨てとする。

- (1) 個人事業主及び従業員数10人未満の法人 200,000円
- (2) 従業員数10人以上の法人 400,000円

2 同一企業等が2回以上申請する場合は、その合計金額について前項を上限とする。

3 法人における従業員数は、直近の法人市民税申告書に記載された数とする。

(申請書等)

第6 企業等は、交付の申請にあたり、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 2019年の確定申告書の写し

2 前項の書類の提出期限は、令和3年2月26日とする。

(補助金の交付条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までに実施されるものとし、交付申請以前に着手または完了したものを含む。
- (2) 補助事業費の20%を超える変更もしくは事業内容の変更をする場合においては、事業内容変更承認申請書(第8号様式)を市長に提出し、市長の承認を受けること。ただし、事業内容の変更をする場合で、事業費の20%を超える変更をとまわらない軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止(廃止)承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業実施に係る経費のうち、補助対象経費を除くすべて経費は企業等が負担するものとする。
- (6) 補助事業によって取得し、または効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(実績報告)

第8 企業等は、事業完了から令和3年3月19日までの間に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 事業実績書(様式第5号)
- (3) 収支精算書(様式第6号)
- (4) 設備購入に係る領収書の写し
- (5) 設置した設備の写真

2 交付申請時に事業が完了し、実績の報告を同時に行う場合は、前項第2号及び第3号を省略することができる。

(補助金の請求)

第9 企業等は、補助金の請求にあたり、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助金請求書(様式第7号)
- (2) 預金通帳の写し

(補助金の交付)

第10 補助金は、実績報告書及び補助金請求書提出後に交付する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。